

令和6年度 新規入所・継続入所について

現在保育施設を利用されている方へ

支給認定された内容に変更がないか、年に一度「現況届」を提出する必要があります。
提出がない場合、施設などを利用できなくなる場合があります。

令和6年から保育施設の利用を考えている方へ

「支給認定申請書」の提出が必要です。開所時間や預かり内容など各施設によって異なりますので、申請書を提出する前に各施設へ直接確認してください。

申込期間	令和5年11月1日(水)～令和5年11月30日(木)
受付場所	役場子育て健康課(穴水町字川島タの38番地 保健センター内) 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)
提出書類	①支給認定現況届/支給認定申請書兼入所申込書 ②(保育を希望する場合)児童の保育をすることが難しいことを証明する書類※ 同居家族の上記証明につきましても提出をお願いいたします。
入所の決定	2月～3月上旬頃に通知を発送予定 その後の手続きは利用する施設によって異なります。
その他	次年度就学児も提出が必要です。 (11月以降の保育を必要とする事由の確認のため)

※ 保育を希望する場合の児童の保育をすることが難しいことを証明する書類とは

就労している場合	事業所に勤務している場合 ⇒ 「就労証明書」 自家営業等の場合 ⇒ 「自家営業(内職)等就労申立書」
出産間近の場合	母子手帳の写し
病気(看護)等の場合	医師の診断書等
求職活動中の場合	ハローワークカードの写し等
就学している場合	学生証の写し等

…そのほか必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

●下記の場合は子育て健康課までお問い合わせください

- ・年度途中の入所を希望する場合
- ・町外から転入予定で町内の保育施設への入所を希望する場合
- ・町外の保育施設への入所を希望する場合

●入園後について

認定内容や家族の状況等に変更があった場合は、「変更申請」が必要になります。

子育て健康課までお問い合わせください。

例 パートタイムで働いていたが、フルタイムで働くことになった
就労していたが産休に入る / 就労していたが退職した / 転職した
氏名に変更があった
住所が変更になった など

問い合わせ先	穴水町子育て健康課 TEL: 0768-52-3210 (〒927-0027 石川県鳳珠郡穴水町字川島タの38番地)
--------	---